

鴨川市職員の給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第28号

鴨川市職員の給与等の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市職員の給与等の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「130万円以上」の次に「(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上)」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。